

新潟県公安委員会規則第5号

新潟県公安委員会運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

新潟県公安委員会

委員長 山田 知治

新潟県公安委員会運営規則の一部を改正する規則

新潟県公安委員会運営規則（昭和35年新潟県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>(委員長代理)</p> <p><b>第9条</b> 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員（次条において「<u>委員長代理</u>という。）が、その職務を代理する。</p> <p>(権限行使の特例)</p> <p><b>第10条</b> 緊急事態が発生した場合において、会議を招集するいとまがないとき、又は招集しても会議を開くことができないときは、委員長又は<u>委員長代理</u>（以下「<u>委員長等</u>」という。）は、第2条第1項の規定にかかわらず、<u>他の委員の意見を求め、過半数の意見をもつて委員会の権限を行うことができる。ただし、他の委員の意見を得られなかつたときは、委員長等が委員会の権限を行うことができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定により委員会の権限を行つた委員長等は、そのとつた措置について、次の会議に報告するものとする。</u></p> | <p>(委員長代理)</p> <p><b>第9条</b> 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。</p> <p>(権限行使の特例)</p> <p><b>第10条</b> 緊急事態が発生した場合において、会議を招集するいとまがないとき、又は招集しても会議を開くことができないときは、委員長又は<u>委員</u>は、第2条第1項の規定にかかわらず、委員会の権限を行うことができる。<u>この場合において、委員会の権限を行つた委員長又は委員は、そのとつた措置について、次の会議に報告しなければならない。</u></p> |

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。